

○寒川町コミュニティバス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町コミュニティバス(以下「もくせい号」という。)の車内に掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 広告は、この要領に定めるもののほか、寒川町広告掲載要綱(平成20年4月1日施行)第3条及び寒川町広告掲載基準(平成20年4月1日施行)に規定する基準を満たさなければならない。

(広告の掲載枠数及び位置)

第3条 広告の枠数は、もくせい号1台につき5枠とする。

2 広告を掲載する位置は、車内の窓ガラス上部の広告スペースとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、縦365mm以内、横515mm以内とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載を妨げない。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき月額1,000円とする。

2 掲載料の算定に係る掲載期間の月数は、掲載期間の最初の日が属する月から掲載期間の最後の日が属する月までの月数とする。ただし、掲載期間が30日に満たない場合には、掲載期間の全期間をもって1月とする。

3 広告主(第9条第2項の規定により広告掲載の承諾を受けた者をいう。以下同じ。)は、当該承諾を受けた日から町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書

により広告掲載期間に係る広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、寒川町ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第8条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、もくせい号広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類(申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第1号及び第3号に掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類)及び掲載しようとする広告の案を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 会社の事業内容、活動歴等がわかる書類

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類

(3) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあっては前年度)の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 第5条ただし書の規定により再掲載を申し込む場合において、最初の申請時に添付した書類に変更がないときは、当該書類の提出を省略することができる。

(広告掲載の可否の審査及び決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに寒川町広告掲載要綱、寒川町広告掲載基準及びこの要領の定めに基づき広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により可否の決定を行った場合は、その結果をもくせい号広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第10条 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告を掲載する広告主は、当該広告を町長が指定する期日までに、指定する場所に

提出するものとする。

3 広告には「〇〇〇〇〇はもくせい号を応援しています」を表示しなければならない。

この場合において、〇〇〇〇〇には、広告主の名前又は名称を表示するものとする。

(広告内容等の修正)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン等が法令、寒川町広告掲載要綱、寒川町広告掲載基準若しくはこの要領に違反していると判明したとき又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告が、寒川町広告掲載要綱、寒川町広告掲載基準及びこの要領の規定に違反することとなったとき。

(2) 広告主が第6条第3項の規定に違反して、町長の指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(3) 広告主が第10条第2項の規定に違反して、町長の指定する期日までに広告を提出しないとき。

(4) 広告主が前条の規定による修正の求めに応じないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、もくせい号広告掲載取消通知書(第3号様式)により広告主に通知する。

3 町長は、第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとし、すでに納付された広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げたときは、広告主に対し、すでに納付された広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載の決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して補償するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(事務取扱)

第16条 この要領に定める事務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月3日)

この要領は、平成23年3月3日から施行する。

附 則(平成24年9月4日)

この要領は、平成24年9月4日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月3日)

この要領は、平成31年4月3日から施行する。